

パラメディカル株式会社実務者研修(通信課程)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

パラメディカル株式会社

千葉県東金市田間 3-54-9

(目的)

第2条 本研修は、現職の介護職員のキャリアパスを目的に実施するものであり、目的志向の高い人材の育成を本旨としており、介護職員の質の向上と高齢社会に対応した研修に寄与するものである。

地域の福祉・介護の環境整備に貢献し、より良い地域の現場の職員育成を図ることを目的とする。

(実施形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

実務者研修 (通信課程)

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は、次の通りとする。

パラメディカル株式会社実務者研修(通信課程)

(年間事業計画)

第5条 研修事業は、次の計画のとおり実施する。

尚、就業年限は、原則として6ヶ月とする。「2級・初任者修了者は4か月、無資格者は6ヶ月」

区分	実施期間	募集定員
第1回	令和3年4月～年9月	20名
第2回	令和3年6月～年11月	20名
合計		40名

(受講対象者)

第6条 (1) ホームヘルパー1・2級、初任者研修及び介護職員基礎研修修了者。

(2) 千葉県近郊在住、在勤で通学可能な者。

(3) 450時間対象者も含む。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込み) ※卒業生割引があります。

区分	受講料	テキスト	研修参加費用合計	納付方法
450時間対象者	128,000円	12,000円	140,000円	分割可
2級・初任者取得者	110,000円	10,000円	120,000円	分割可
1級取得者	74,000円	6,000円	80,000円	分割可
基礎研修修了者	37,000円	3,000円	40,000円	一括払い

(使用教材)

第 8 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト		出版社名
無資格者	11 巻セット	介護職員 実務者研修テキスト	一般財団法人 長寿社会開発センター
2 級取得者	7 巻セット		
1 級取得者	2 巻セット		
基礎研修修了者	1 巻		

(研修カリキュラム)

第 9 条 研修を修了するために履修しなければならぬカリキュラムは、別紙(研修カリキュラム表)のとおりとする。

(研修会場)

第 10 条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、次のとおりとする。

千葉県東金市田間 3-54-9

パラメディカル研修センター

(担当講師)

第 11 条 研修を担当する講師は別紙「教員に関する調書」のとおりとする。

(募集手続き)

第 12 条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。(申込受付時には、免許証等の提示を願ひ本人の確認をする。)
- (2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 分割払いの場合は、受講申込み金 30,000 円を支払い、残額の支払期日を明示する。

(科目の免除)

第 13 条 法の規定に従って、1,2 級取得者、初任者研修修了者及び基礎研修課程修了者は、130 時間、95 時間、400 時間の免除にて、研修を実施するものとする。

ただし、無資格者の場合は、免除はないものとする。

(通信課程の実施方法)

第 14 条 通信課程については、次のとおりとする。

- (1) 学習方法 : 添削課題を提出期限までの提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。
- (2) 評価方法 : 添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師が A,B,C,D の評価を行うこととする。
(A⇒90 点以上、B⇒80~89 点、C⇒70~79 点、D⇒70 点未満)

- (3) 個別学習への対応方法 : 受講生の質問については、FAX(0475-52-0051)又は電子メール(kimura-m@paramedical.co.jp)により受付、必要に応じて担当講師に照会する。
- (4) 通信養成を行う地域は、原則として千葉県内の地域とする。

(修了の認定)

第 15 条 修了の認定は、第 9 条に定めるカリキュラムを全て履修し、次の修了評価を行った上、基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。
- (2) 修了評価は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的理解の理解度及び介護課程Ⅲの習得状況の評価については、併せて実技試験も行う(1・2 級・初任者研修取得者)
- (3) 認定基準は、つぎのとおり、理解度の高い順に A,B,C,D の 4 区分で評価した上で、C 以上の評価の受講者を評価基準を満たした者として認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行う、基準に達するまで再評価を行う。

(研修欠席者の扱い)

第 16 条 理由の如何にかかわらず、研修開始から 10 分までは遅刻とし、それ以上の遅刻は欠席とする。やむを得ず欠席する場合には必ずその理由を明らかにし、研修継続の意図を確認する。

(補講の取扱い)

第 17 条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。

ただし、補講にかかる受講料については、1 科目につき 3,000 円を受講者の負担とする。

また、補講の実施は原則として当社において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額によることとする。原則として、補講できる項目は 3 項目までとし、それ以上は修了とは認めない。

(受講の取消し)

第 18 条 次に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本文に反した者。

(修了証明書の交付)

第 19 条 第 15 条により修了を認定された者には、当社において修了証明書及び修了証明書(携帯)を交付する。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、保管する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。

(公表する情報の項目)

第 21 条 情報の公表に関しては、当社ホームページに掲載し、広く告知するものとする。
パラメディカルホームページ(<http://www.paramedical.co.jp>)

(研修事業担当者)

第 22 条 本研修事業は、パラメディカル株式会社・教育研修部にて執行する。

(その他留意事項)

第 23 条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 研修に関して下記の苦情等の窓口を設けて、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。
苦情窓口 :パラメディカル教育研修部 0475-52-1121 担当木村正雄
- (2) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。
- (3) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。